

平成29年知立市議会12月定例会付議案件一覧表

(議会資料)

平成29年11月27日

| | | |
|---------|------------------------------------|--|
| 議案番号 | 報告第12号 | |
| 議案名 | 専決処分の報告について(物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解) | |
| 概要 | 1 損害賠償の額 | 金125,732円 |
| | 2 事故の概要 | |
| | (1) 発生日時 | 平成29年9月25日 午後6時40分頃 |
| | (2) 発生場所 | 知立市宝三丁目2番地19地先 市道上 |
| | (3) 経過 | 環境課職員が、公用車によるごみ集積所の巡回業務中、交差点で信号停車していた際に、不注意によりフットブレーキが緩み、公用車が前進して、前方の相手方車両と接触し、これを損傷させたもの。 |
| | 3 相手方の損害の程度 | 車両(トヨタ シエンタ)の後部バンパーのへこみ |
| 4 過失割合 | 知立市100パーセント 相手方0パーセント | |
| 5 専決年月日 | 平成29年10月23日 | |
| 議案番号 | 報告第13号 | |
| 議案名 | 専決処分の報告について(物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解) | |
| 概要 | 1 損害賠償の額 | 金238,442円 |
| | 2 事故の概要 | |
| | (1) 発生日時 | 平成29年8月24日 午後3時00分頃 |
| | (2) 発生場所 | 知立市逢妻町丸坪32番地4地先 市道上 |
| | (3) 経過 | 水道課職員が現場における用務を終え、次の現場へ向かうため市道上で公用車を転回させた際、後方の確認不足により、公用車の右後方が相手方所有のコンクリート壁に接触し、コンクリート壁及び上部フェンスを損傷させたもの。 |
| | 3 相手方の損害の程度 | コンクリート壁の亀裂及び傾斜並びに上部フェンスの傾斜 |
| 4 過失割合 | 知立市100パーセント 相手方0パーセント | |
| 5 専決年月日 | 平成29年11月16日 | |

| | |
|------|---|
| 議案番号 | 承認第3号 |
| 議案名 | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度知立市一般会計補正予算(第3号)) |
| 概要 | <p>1 内容</p> <p>衆議院の解散に伴い、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査を執行するための関係予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるもの</p> <p>2 専決処分の日</p> <p>平成29年9月29日</p> |
| 議案番号 | 議案第53号 |
| 議案名 | 第2次知立市環境基本計画の策定について |
| 概要 | <p>第2次知立市環境基本計画を策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるもの</p> |
| 議案番号 | 議案第54号 |
| 議案名 | 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 概要 | <p>平成29年の人事院勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成29年12月の期末手当の支給月数(第1条関係)</p> <p>1. 7月→1. 75月(+0. 05月)</p> <p>(2) 平成30年6月及び12月の期末手当の支給月数(第2条関係)</p> <p>6月 1. 55月→1. 575月(+0. 025月)</p> <p>12月 1. 75月→1. 725月(△0. 025月)</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日(平成29年4月1日適用)(第1条関係)</p> <p>(2) 平成30年4月1日(第2条関係)</p> |

| | |
|------|---|
| 議案番号 | 議案第55号 |
| 議案名 | 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 概要 | <p>平成29年の人事院勧告に鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改正するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成29年12月の期末手当の支給月数（第1条関係）</p> <p>1. 7月→1. 75月（+0. 05月）</p> <p>(2) 平成30年6月及び12月の期末手当の支給月数（第2条関係）</p> <p>6月 1. 55月→1. 575月（+0. 025月）</p> <p>12月 1. 75月→1. 725月（△0. 025月）</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（平成29年4月1日適用）（第1条関係）</p> <p>(2) 平成30年4月1日（第2条関係）</p> |

| | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|----------|--------------------|------------------|
| 議案番号 | 議案第56号 | | | |
| 議案名 | 知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | | | |
| 概要 | 平成29年の人事院勧告に鑑み、職員の給料及び勤勉手当の額を引き上げるもの | | | |
| | 1 改正内容 | | | |
| | (1) 第1条による改正 | | | |
| | ア 勤勉手当の支給割合の引上げ | | | |
| | | 支給時期 | 改正前 | 改正後 |
| | 再任用職員 | 平成29年6月 | 0.85月分 | 0.85月分 |
| | 以外の職員 | 平成29年12月 | 0.85月分 | 0.95月分 (+0.1月分) |
| | 再任用職員 | 平成29年6月 | 0.4月分 | 0.4月分 |
| | | 平成29年12月 | 0.4月分 | 0.45月分 (+0.05月分) |
| | イ 給料月額引上げ (平均改定率+0.2%) | | | |
| (2) 第2条による改正 | | | | |
| ア 勤勉手当の支給割合の引上げ | | | | |
| | 支給時期 | 改正前 | 改正後 | |
| 再任用職員 | 平成30年6月 | 0.85月分 | 0.9月分 (+0.05月分) | |
| 以外の職員 | 平成30年12月 | 0.95月分 | 0.9月分 (△0.05月分) | |
| 再任用職員 | 平成30年6月 | 0.4月分 | 0.425月分 (+0.025月分) | |
| | 平成30年12月 | 0.45月分 | 0.425月分 (△0.025月分) | |
| イ その他所要の規定の整理 | | | | |
| 2 施行期日 | | | | |
| (1) 第1条による改正 公布の日 (平成29年4月1日から適用) | | | | |
| (2) 第2条による改正 平成30年4月1日 | | | | |

| | |
|------|--|
| 議案番号 | 議案第57号 |
| 議案名 | 知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 概要 | <p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の一部改正等に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による育児休業法の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等に係る規定の整備を行うもの</p> <p>(2) 人事院規則の一部改正に合わせ、職員が子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合には、育児休業の再度の取得、育児休業期間の再度の延長及び1年以内の再度の育児短時間勤務をすることができることを明確化するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p> |
| 議案番号 | 議案第58号 |
| 議案名 | 知立市児童クラブの実施に関する条例の一部を改正する条例 |
| 概要 | <p>来迎寺児童クラブを設置することに伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>児童クラブを実施するための専用施設として、新たに来迎寺児童クラブを設置することとするもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年3月26日</p> |

| | |
|------|--|
| 議案番号 | 議案第59号 |
| 議案名 | 知立市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 概要 | <p>所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容 所得税法の一部改正による用語の変更に伴うもののほか、所要の規定の整理を行うもの</p> <p>2 施行期日 平成30年1月1日</p> |
| 議案番号 | 議案第60号 |
| 議案名 | 知立市来迎寺小学校放課後子ども教室条例 |
| 概要 | <p>知立市来迎寺小学校放課後子ども教室を設置することに伴うもの</p> <p>1 知立市来迎寺小学校放課後子ども教室の概要</p> <p>(1) 設置目的 放課後における児童の安全かつ安心な活動場所を確保するとともに、学習、様々な体験、地域住民との交流その他の活動の機会を提供する放課後子ども教室事業を実施するため設置する。</p> <p>(2) 管理 知立市教育委員会が管理することとする。</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p> |
| 議案番号 | 議案第61号 |
| 議案名 | 平成29年度知立市一般会計補正予算（第4号） |
| 概要 | <p>1 今回補正額 122,387千円（補正後総額 23,393,210千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「平成29年度12月補正予算概要」参照</p> |
| 議案番号 | 議案第62号から議案第65号まで |
| 議案名 | 平成29年度知立市特別会計補正予算 |
| 概要 | <p>国民健康保険（第2号）、公共下水道事業（第2号）、介護保険（第2号）及び後期高齢者医療（第2号）の4会計</p> <p>別添「平成29年度12月補正予算概要」参照</p> |